佐賀県少年自然の家指定管理者業務仕様書の新旧対照表

修正前	修正後(令和6年9月6日)
8. 施設の運営に関する業務 (1) 利用団体支援事業 カ. 業務担当者の確保 (イ) 無線従事者の確保(北山少年自然の家及び波戸岬少年自然の家) 施設外での活動に無線を使用するため、第二級陸上特殊無線技士の免 許を有する者が必要になります。	8. 施設の運営に関する業務 (1)利用団体支援事業 カ. 業務担当者の確保 (イ)無線従事者の確保(北山少年自然の家及び波戸岬少年自然の家) 施設外での活動に無線を使用するため、第三級陸上特殊無線技士以上 の免許を有する者が必要になります。
7. 施設の利用に関する業務 (2) 利用料金等の徴収、減免、還付 ・食事代 食事代については、管理運営委託料の対象外であり、委託料の充当は 行いません。金額は指定管理者により設定し、県に報告してください。 指定期間中でも随時見直しが可能です。	7. 施設の利用に関する業務 (2) 利用料金等の徴収、減免、還付 ・食事代 金額は指定管理者により設定し、県に報告してください。指定期間中 でも随時見直しが可能です。